

第 6 号議案

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市個人情報保護条例（平成 12 年亀岡市条例第 37 号）及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年亀岡市条例第 29 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 8 月 30 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

（亀岡市個人情報保護条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市個人情報保護条例（平成 12 年亀岡市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 6 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

（亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年亀岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における
特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。